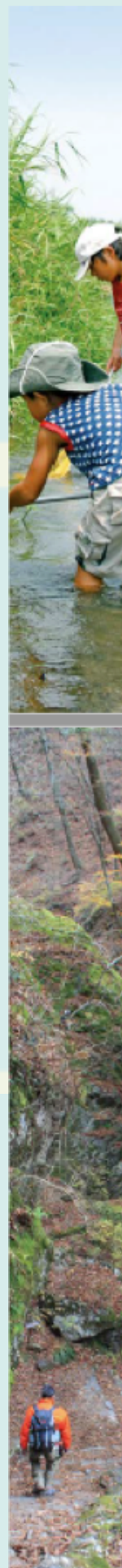


環境カウンセラー制度 利活用ガイドブック

平成30年1月

環境省 大臣官房 環境経済課 環境教育推進室



目 次

1 環境カウンセラー登録制度と実施体制

- A 環境カウンセラー登録制度 ----- 5
- B 環境カウンセラーの活動体系と全国事務局 ----- 8
- C 環境カウンセラー全国連合会 ----- 10

2 環境カウンセラーをご活用ください

- 1 様々な環境イベントの企画・運営や専門家として ----- 11
- 2 推進組織の支援者として ----- 12
- 3 審議会・委員会などの学識経験者、専門家として ----- 12
- 4 審査会----- 12
- 5 診断・調査----- 13
- 6 教材提供----- 13
- 7 省エネルギーの推進----- 14
- 8 再生可能エネルギーの導入など----- 14
- 9 公害・化学物質対策----- 15
- 10 生物多様性----- 16
- 11 ESD（持続可能な開発のための教育）・環境教育----- 17
- 12 資源・廃棄物・3 R ----- 18

3 地方自治体との連携事例 ----- 20

4 環境カウンセラーに依頼する ----- 21

はじめに

環境カウンセラーのバックグラウンド(経歴など)は大変広く、また、保有する国家資格等も多様です。

このことからわかるように、環境カウンセラーの制度としての特徴は他に例のない「環境専門家の包括的なプラットフォーム」として機能している登録制度であるということです。

特に地域の環境カウンセラー団体において、多くの異分野の専門家が協力し合って地域の環境保全活動に当たっており、このことは、環境カウンセラーが地域の皆さまの環境ニーズに誰よりも多面的、効果的に応えることができることを意味しています。

世界では、経済・社会のグローバル化による資源・エネルギー消費の増大に伴ってさまざまな問題が発生しています。

平成 27(2015)年の国連総会では、深刻化する環境問題を社会・経済問題と相互に関連した課題として捉え、統合的な対策を目指すアジェンダ 2030 とその具体的な目標である「持続可能な開発目標・SDGs」が採択されました。

また、同年 12 月に、COP 21 で「パリ協定」が採択され、我が国は翌平成 28(2016)年 11 月に「パリ協定」を批准しました。

パリ協定においては、地球の平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどを目的としており、これを受け、我が国においても 2030 年度 26% (2013 年度比) 排出削減目標の着実な達成に向け、地球温暖化対策計画に基づき、対策を着実に進めているところです。

環境問題は、自然保護や生物多様性などの自然環境分野。水質や大気、廃棄物・3R などの生活環境分野。エネルギーやオゾンなど地球環境分野と多岐にわたり対策の実行は喫緊の課題となっています。

環境行政を担う地方公共団体が施策の展開を図る上で環境保全に関する各分野の専門知識や豊富な経験を有している「環境カウンセラー」の知見やノウハウを活用することは大変有用と考えられます。

このパンフレットは、国民・事業者・行政の連携による環境保全活動を推進するための地方公共団体による環境カウンセラー制度活用のご参考になることを目的に作成したものです。

平成 30 年 1 月

環境省 大臣官房 環境経済課 環境教育推進室

環境カウンセラーは、環境保全に長年携わり豊富な知識と経験を持つ環境人材として、環境省の所定の審査を経て登録された専門家です。

環境カウンセラーは、その幅広い知見や経験から、SDGs（持続可能な開発目標）を達成するために必要な分野横断型、教科横断型の環境コンサルティングを担う人材としてその育成と活用が期待されています。

●環境カウンセラーは、幅広いバックグラウンドをもった専門家が環境カウンセラーとして登録され、ESD・環境教育、地球温暖化対策、防災、3R、エネルギー、化学物質、環境マネジメントシステム、生物多様性など様々な環境分野で活躍しています。

毎年度取りまとめられている環境白書においても「環境カウンセラー登録制度の活用による環境保全活動の推進」が明示されています。

また、エコアクション21審査人の資格要件の第一に挙げられているのが環境カウンセラー（事業者部門）です。

●環境カウンセラーは、幅広いニーズに応じた環境コンサルティングを行うため「事業者部門」と「市民部門」の2部門があり、行政、企業、学校、市民団体から個人にいたるまでさまざまなご相談のニーズにお応えしています。



環境カウンセラーのバックグラウンドは大変広く、また、保有する国家資格等（一人で複数保有している場合が多い）も多様です。このことからわかるように、環境カウンセラーの制度としての特徴は他に例のない「環境専門家の包括的なプラットフォーム」として機能している登録制度であるということです。

特に全国の環境カウンセラー団体において、多くの異分野の専門家が協力し合って地域の環境保全活動に当たっており、このことは、環境カウンセラーが地域の皆さまの環境ニーズに誰よりも多面的にお応えすることができることを意味しています。

環境カウンセラーのバックグラウンド例

地域環境ボランティア、教師、学習塾講師、工場の環境管理責任者、環境分析会社職員、企業経営者、組織環境担当者、県庁・市役所職員、研究者、ジャーナリスト、各種コンサルタント、医師、大学教員、議会議員、団体職員、企業OB、通訳、海外勤務経験者、出版社等の記者、その他

環境カウンセラーの保有する国家資格等の例

技術士（各部門）、一級建築士、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、環境計量士、化学物質アドバイザー、博士（各分野）、薬剤師、公害防止管理者、樹木医、森林インストラクター、自然観察指導員、土木施工管理技士、造園施工管理技士、エネルギー管理士、家庭の省エネエキスパート、中小企業診断士、経営士、品質システム審査員、環境システム審査員、博物館等学芸員、ビオトープ管理士、廃棄物処理施設技術管理者、地球温暖化防止活動推進員、臭気判定士、教員（大学・専修学校・高校・中学・小学）、保育士、保護士、行政書士、IPCC リポートコミュニケーター、うちエコ診断士、3R 推進マイスター、消費生活アドバイザー、環境教育インストラクター、その他

また、『我が国における「持続可能な開発（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画（ESD 国内実施計画）』平成 28 年 3 月 10 日で、環境カウンセラーを次のように位置づけています。

●地域の実情を踏まえた幅広い実践的な環境人材の育成

環境カウンセラー制度、環境教育等促進法に基づく人材認定等事業登録制度、水俣病発生地域次世代育成支援事業、公害資料館ネットワーク支援等を通じ、地域の実情を踏まえた幅広い実践的な人材の育成・活用を図る。

1 環境カウンセラー制度と実施体制

環境カウンセラー登録制度とは、「環境カウンセラー登録制度実施規定」(平成8年環境庁告示第54号)にもとづき、環境省が実施している登録制度です。

これまで、環境カウンセラーは二十年以上に渡って日本の環境保全活動の一翼を担ってきました。

A 環境カウンセラー登録制度

平成6(1994)年、環境基本法に基づいて環境基本計画が策定されました。同計画では、「環境保全活動の指導者等の人材を育成、確保・活用するため、研修・人材登録システムの充実等の施策を進める」方針が示され、平成8(1996)年に「環境カウンセラー登録制度実施規程」(平成8年環境庁告示第54号)が制定されました。

市民活動や事業活動を通じた環境保全に関する取組において、豊富な経験や専門知識を持つなど一定の要件を備える方を対象に、申請にもとづいて、「書面審査」「面接審査」を行い、一定の基準を満たした方を「環境カウンセラー」として以下の部門ごとに登録します。

※なお、この制度は、人材登録制度であり、国家資格ではありません。

環境カウンセラー登録制度実施規程(抜粋)

(目的)

第一条 この規程は、環境カウンセラーの登録等に関し必要な事項を定めることにより、社会を構成する各主体の、環境保全に関して担うべき役割及び環境保全活動の有する意義の理解を増進するとともに、その自主的な取組を促進し、もって全ての主体が環境保全活動に参加する社会の実現に資することを目的とする。

(登録)

第二条 環境大臣は、この規程の定めるところにより、環境保全活動を行おうとする者に対して環境保全及び環境保全活動に関する知識の付与並びに環境保全活動に関する助言又は指導(以下「環境カウンセリング」という。)を行うことを希望する者のうち、適切な能力・識見等を有する者として広く国民に対し推奨すべき者(以下「環境カウンセラー」という。)を、環境省に備える環境カウンセラー登録簿(以下「登録簿」という。)に登録するものとする。

2 環境大臣は、次に掲げる部門ごとに登録簿を備えるものとする。

- 一 事業者部門(事業者を対象とした環境カウンセリングを行う環境カウンセラーを登録する部門をいう。)
- 二 市民部門(市民(市民の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体を含む。)を対象とした環境カウンセリングを行う環境カウンセラーを登録する部門をいう。)

(登録の要件)

第三条 登録簿に登録する者は、次に掲げる要件を満たす者として、この規程の定めるところにより、環境大臣の実施する審査に合格した者とする。

- 一 環境保全に関する基本的な知識を有すること。
- 二 環境保全活動に関する相当の知識と経験を有すること。
- 三 前二号の知識と経験を活用して、環境カウンセリングを行い得る資質及び能力を有すること。

【事業者部門】

企業や事業者等が取り組む環境保全に関わる事業や環境保全活動等に対して、企業等が抱える問題や課題等について最も望ましい解決に向けて適切な助言等を行います。

〈主な活動例〉 エコアクション 21 や環境マネジメントシステムの監査、社内の監査員教育など



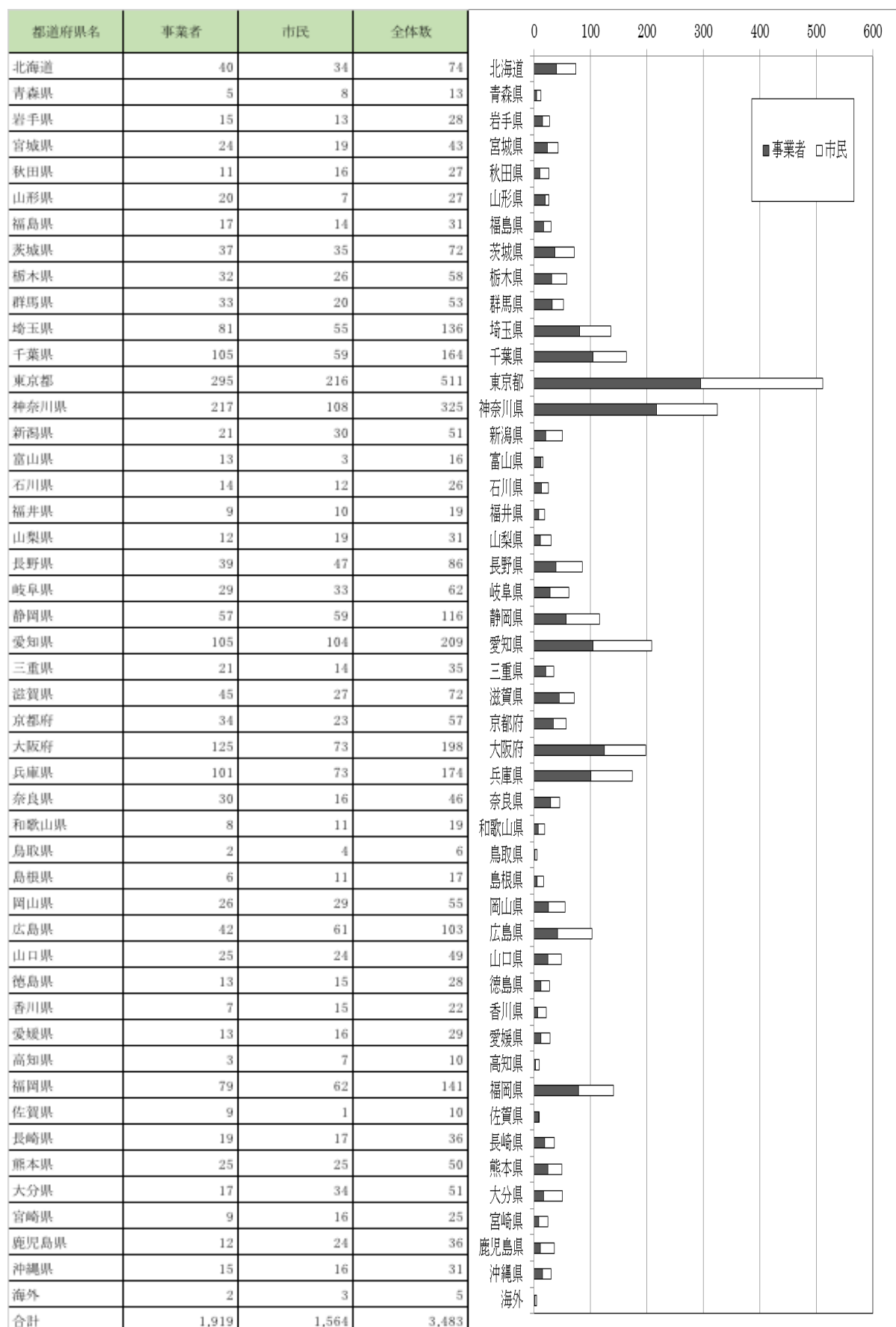
【市民部門】



地域や市民団体、学校等が行う環境保全活動や環境学習等に対し、問題や課題の解決に向けて適切な助言等を行うほか、地域の環境パートナーシップ形成等、地域における環境保全を牽引します。



●都道府県別環境カウンセラーの数（平成29年3月31日現在）



B 環境カウンセラーの活動体系と全国事務局

環境カウンセラーの活動は、環境省事業として実施されるものと、環境カウンセラー自身が自主的に個人あるいは団体として実施するものとにわけられます。

(1)環境カウンセラー全国事務局

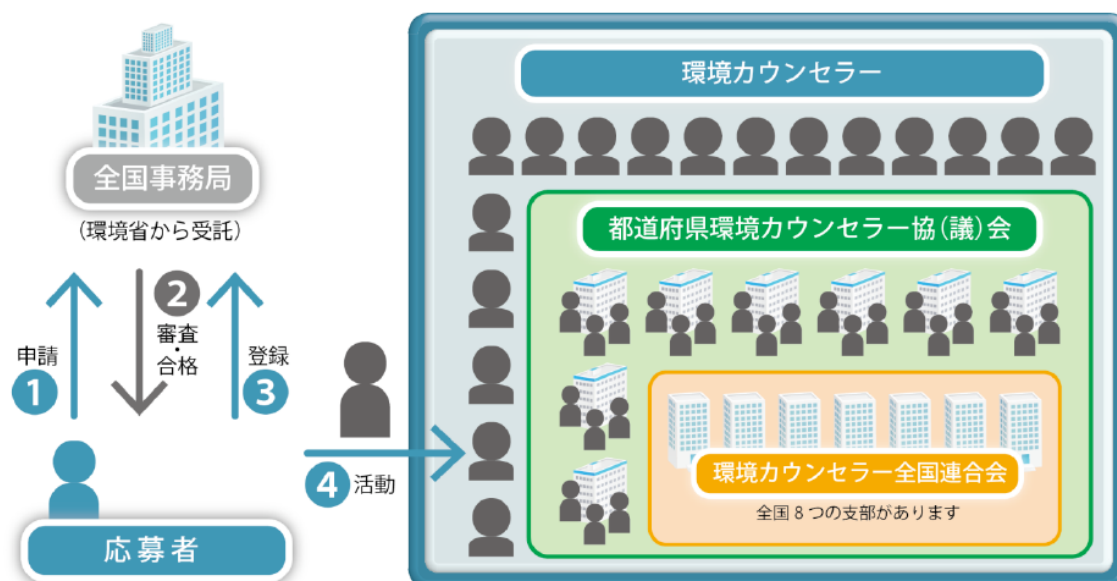
環境省事業では、環境カウンセラー登録制度の運用を図るために必要な業務を担う「環境カウンセラー全国事務局（以下、全国事務局）」を設置しています。

全国事務局の業務（項目は平成 29 年度分）

- (1) 環境カウンセラーの公募・審査・登録業務
- (2) 「更新申請」に関する業務
- (3) 環境カウンセラーデータベース「活動実績等報告」「活動報告（活動の紹介）」の受付・掲載に関する業務
- (4) 問合せ対応、その他手続きに関する業務
- (5) 「環境カウンセラーデータベース」等への対応
- (6) 環境カウンセラー研修に関するサポート業務
- (7) 環境カウンセラー活用に関する意見交換会（仮称）の開催
- (8) 運用マニュアルの改訂について
- (9) 環境カウンセラーに関する情報収集等調査について

全国事務局へのお問い合わせは次のホームページでお受けしています。

<https://edu.env.go.jp/counsel/>



(2) 環境カウンセラーの自主的な活動

環境カウンセラーは、各都道府県の環境カウンセラー協(議)会に所属し、団体として活動している場合と、カウンセラー団体に所属しないで個人で活動している場合に大別されます。

環境カウンセラーの地域団体は現時点では全ての都道府県を網羅していませんが、北海道から沖縄まで多くの地域に設立されています。

都道府県の環境カウンセラー協(議)会は以下のホームページで、42団体(平成30年1月1日現在)が紹介されています。

https://edu.env.go.jp/counsel/03_all.html

■全国一覧■	
都道府県名	団体名(協(議)会名)
【北海道・東北】	
北海道	NPO法人 北海道環境カウンセラー協会
岩手県	NPO法人 岩手県環境カウンセラー協議会
宮城県	NPO法人 みやぎ環境カウンセラー協会
秋田県	NPO法人 あきた環境カウンセラー協議会(秋田県市民活動情報ネット)
山形県	NPO法人 環境ネットやまがた
福島県	NPO法人 福島環境カウンセラー協会
【関東・甲信越】	
茨城県	NPO法人 茨城県環境カウンセラー協会
茨城県	個人いばらき環境カウンセリング協会
栃木県	NPO法人 栃木県環境カウンセラー協会
群馬県	環境カウンセラーズぐんま
埼玉県	NPO法人 埼玉環境カウンセラー協会
埼玉県	NPO法人 彩の国環境活動推進会
千葉県	NPO法人 環境カウンセラー千葉県協議会
東京都	NPO法人 武蔵野・多摩環境カウンセラー協議会
東京都	NPO法人 東京城南環境カウンセラー協議会
東京都	NPO法人 杉並環境カウンセラー協議会
東京都	中央環境カウンセラー協議会
東京都	NPO法人 東京城北環境カウンセラー協議会
東京都・神奈川県	NPO法人 UNIVERSAL環境カウンセラー協会
神奈川県	NPO法人 かながわ環境カウンセラー協議会
新潟県	NPO法人 新潟県環境カウンセラー協会
山梨県	山梨環境カウンセラー協会
長野県	環境カウンセラーズ信州
【中部】	
岐阜県	NPO法人 岐阜環境カウンセラー協議会
静岡県	NPO法人 静岡県環境カウンセラー協会
愛知県	NPO法人 愛知環境カウンセラー協会
【近畿】	
京都府	NPO法人 環境カウンセラーズ京都
大阪府	NPO法人 大阪環境カウンセラー協会
兵庫県	NPO法人 環境カウンセラー会ひょうご
奈良県	NPO法人 奈良環境カウンセラー協会
滋賀県	NPO法人 滋賀環境カウンセラー協会
【中国・四国】	
岡山県	NPO法人 岡山環境カウンセラー協会
広島県	環境カウンセラーひろしま
山口県	山口県環境カウンセラー協会(山口県 県民活動スーパーネット)
徳島県	NPO法人 徳島環境カウンセラー協議会
愛媛県	愛媛県環境カウンセラー協議会
高知県	高知県環境カウンセラー協会
香川県	かがわ環境カウンセラー協議会
【九州・沖縄】	
九州	NPO法人 九州環境カウンセラー協会
福岡県	NPO法人 ふくおか環境カウンセラー協会
長崎県	NPO法人 環境カウンセリング協会長崎
大分県	NPO法人 大分環境カウンセラー協会
■協(議)会連合会■	
都道府県名	団体名(協(議)会名)
全国	NPO法人環境カウンセラー全国連合会

C 環境カウンセラー全国連合会

都道府県の環境カウンセラー団体のうち30団体が集まり、特定非営利活動法人 環境カウンセラー全国連合会（以下、連合会）を組織し、そのネットワークを通じて地域のみならず全国的活動を展開しています。設立は平成13年9月。

30団体のリスト及びホームページアドレスは連合会のホームページで紹介されています。

<https://www.minnanoecu.com/正会員-全国30団体/>

連合会は全国を8ブロックに分け、8支部（ブロック協議会）単位での活動も開始しています。支部長（ブロック協議会長）は連合会理事が務めています。

この他、8年前から全国主要都市で環境カウンセラー全国交流会を開催。同時に環境カウンセラー制度活性化意見交換会の実施など支部単位での活動を活発化させるとともに、情報収集のため連合会からCOP21へ代表派遣するなど国際的な活動への動きもみせています。

平成27年6月にはその功績が認められ、組織として平成27年度環境保全功労者表彰・環境大臣賞を受賞しています。

また、平成29年度には環境カウンセラーESD学会を組織内に設立。ESD推進の支援体制を整えています。

特定非営利活動法人 環境カウンセラー全国連合会(ECU)

の連絡先は次のとおりです。

〒101-0035 東京都千代田区神田紺屋町46番 双川ビル501

TEL:03(3255)3135 /FAX:03(6701)7382

メール minnanoecu@green.email.ne.jp

ホームページ <http://www.minnanoecu.com>



COP21 への連合会代表派遣

2 環境カウンセラーをご活用ください

(文中の写真は全てイメージです)

1 様々な環境イベントの企画・運営や専門家として

環境カウンセラーは環境イベントの企画から運営までをお受けすることができます。また、イベントの中で専門家（ゲストスピーカー含む）として活動することができます。



講演会

テーマ設定、会場手配、プログラム作成、講師選定と依頼をはじめ、環境カウンセラー自身が講師になります。



シンポジウム

テーマ設定、会場手配、プログラム作成、講師・パネラー選定と依頼をはじめ、環境カウンセラー自身が講師・パネラーになります。

講習会

環境関連資格取得や組織内の社員力量向上・企業内資格認定などの講習会を開催します。テキストなど教材作成、プログラム作成、複数の講師が必要な場合はチームを作って講習を行います。

相談会



各種イベントでの「相談ブース」において、相談対応を行ないます。複数日にわたる場合はチームを作って相談に対応します。

観察会

自然観察会などの企画・運営、安全確保、機材持込み、説明資料作成などを行います。観察会は複数のスタッフが必要な場合が多いので、ベテランのスタッフを揃えます。シリーズで開催する場合のプログラムも作成できます。

見学会

産業廃棄物リサイクル工場見学などの企画・運営、説明資料作成などを行います。見学会は観察会同様、複数のスタッフが必要な場合が多いので、ベテランのスタッフを揃えます。シリーズで開催する場合のプログラムも作成できます。

出前講座



行政などの作成した既存の教材を使用して、あるいはオリジナルの教材を使用して、学校や職

場に出前講座を行うことができます。企画・運営から参画することができます。

回答者

テレビ、ラジオ、雑誌等で環境に関する質問に回答します。

テレビでは、NHK 教育テレビ「どうする地球の明日」で4年間にわたり、多くの環境カウンセラーがWEB 回答者を務めました。



2 推進組織の支援者として



政府では、COP21・パリ協定の採択を受けて国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。他の省庁においても、春・

秋に展開されている「交通安全運動」や犯罪を予防するため毎年7月に実施されている「社会を明るくする運動」等があり、それぞれ都道府

県、市区町村レベルでの推進体が組織され、継続的な取組みが進められています。

今後、環境保全活動においても、町内会・自治会等住民組織や商工団体を核とした推進体の形成が望まれます。

また、再生可能エネルギー導入のための社団法人等環境保全プロジェクトの運営団体設置について環境カウンセラーの助言や指導を得ることは有益です。

3 審議会・委員会などの学識経験者、専門家として

地域には専門の知識と経験を持った環境カウンセラーがおりますのでその知見をご活用いただけます。

審議会

環境審議会、廃棄物減量等推進審議会などの会長、学識経験者などとして活動することができます。

委員会

行政、地域団体などの様々な環境関連委員会の委員長、委員として活動することができます。



4 審査会

既存の環境保全活動や将来的に環境保全に資する活動を一定の基準に基づいて評価することができます。環境カウンセラーには技術士、一級建築士などの技術者ばかりでなく、中小企業診断士など経営診断ができる専門家もおりますので、例えば「環境経営」の視点から、組織を技

術的、財務・経営的の2面から総合的に評価することもできます。

環境コンテストでの審査

行政の行うコンテスト形式の地域環境表彰などで専門家として審査を行うことができます。技術、財務など多方面からの深い審査が必要な場

合などは、複数の専門家でチームとして参加することもできます。
全国的なコンテストの場合も対応可能です。第1回の「eco japan cup/エコジャパンカップ」の審査では、環境カウンセラー全国連合会所属の全国約30名の環境カウンセラーが審査員として参加しました。

5 診断・調査

専門的知見に基づいた各種診断・調査を行います。技術面での診断、経営面での診断に対応できます。

省エネルギー診断（事業者～家庭）



グリーン購入法に基づき定められた「基本方針」では役務としての「省エネルギー診断（調

助成金等申請案件の審査

省エネ設備の更新等で助成金申請があった場合の審査における技術専門家として、申請内容を評価することができます。技術的視点はもとより、財務諸表、事業計画の審査も可能です。

査、分析、提案など）」を一級建築士、技術士（建設、電気、環境部門など）、エネルギー管理士などの技術資格を有する者が行うことができますとされています。これらの資格を有する環境カウンセラーは多くおります。また同等の技能を持つ者も多いので、行政をはじめ、企業、家庭などでの省エネルギー診断にご利用いただくことができます。

ライフサイクルアセスメント

企業において自社の製品の環境負荷を第三者の診断に基づいて公表したい場合に、技術専門家としてライフサイクルアセスメントを行うことができます。

6 教材提供

全国には、すでに多くの環境教育教材が出回っています。環境カウンセラーは地域や企業のユーザーが求めている教材との出会いをサポートできます。ユーザーの要望を考えて、最適の教材を紹介します。また、講演会、講習会の映像教材などについても、情報を提供することができます。

また、オリジナル教材が必要な場合には、その企画・制作を行うこともできます。

環境関連のテキストを執筆することもできます。

たとえば、東京商工会議所編著『eco 検定公式テキスト』（改訂6版）では、環境カウンセラー全国連合会から理事長が作成委員会委

員及び執筆者として参加している他、多数の環境カウンセラーが執筆者として参加しています。



7 省エネルギーの推進

エコアクション 21、EMS（環境マネジメント）システム構築・審査

自治体や事業者に対して、環境マネジメントシステムを構築し、環境パフォーマンス評価や環境報告書を作成する際の支援を行いことができます。

また、これらのコンサルティングと共に、審査員として審査を実施することができます。



省エネ診断（事業者・組合等向け）

自治体や事業者のエネルギー使用特性を把握し、空調・照明等の使用適正化などについての「運用面での改善提案」、また、LED 照明や高効率空調機の導入などの「設備投資を伴う改善提案」を行うことができます。

マンションなどの管理組合に対しては、エレベーターや集会所、階段など設備が共有となっている部分が多く、省エネ対策の死角となってお



りますが、この部分の省エネルギー診断、提案を重点的に行うことができます。

うちエコ診断（一般家庭向け）

一般家庭の温室効果ガス排出量の状況やライフスタイルの状況、また家庭の要望に応じてきめ細やかな働きかけや温暖化対策診断・提案を行うことができます。

ESCO 事業導入

ESCO 事業者に対して、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達に係る全ての過程でご相談に応じることができます。

自治体が ESCO 事業を導入する場合には、ESCO 事業者の紹介、選定するまでの企画、工程管理などについて助言を行うことができます。

8 再生可能エネルギーの導入など

太陽光発電施設

立地選定、発電設備の設置可能性等の事前調査、設置までの工程管理、設置後の効果検証などについて助言を行うことができます。

最近は設置場所の開発許可等の手続きの不備、貴重な埋蔵文化財や生物の消失、景観破壊など、設置に伴う負の側面への対応も必要になっており、地域の環境専門家である環境カウンセラーの知見が活用できます。



風力発電

立地選定、発電設備の設置可能性等の事前調査、設置までの工程管理、設置後の効果検証などについて助言を行うことができます。
周辺住民への低周波問題、鳥類生息地でのバードストライク問題などへの対策についても特に事前調査段階で地域の環境専門家である環境カウンセラーの知見が活用できます。

小水力発電

立地選定、発電設備の設置可能性等の事前調査、設置までの工程管理、設置後の効果検証などについて助言を行うことができます。



バイオマス

バイオマスには「廃棄物系」、「未利用」、「資源作物」などの種類がありますが、環境カウンセラーの中には地域の資源特性を活かしたバイオマスの活用を有する者もおります。
自治体や事業者その他バイオマス事業の推進者に対して、事業計画の立案、実施計画、補助金

申請、製造設備設計、事業実施などの過程で技術的、経営的な助言をすることができます。
再生可能エネルギー以外のものも含む個別分野では、木質資源賦存量調査、森林廃棄物など木質資源利活用システムの構築、チップ・ペレットラインの発熱量調査や省エネ診断、発電事業調査、生ゴミメタン発酵によるバイオマスプラント製作、バイオプラスチック製造、微生物を使ったバイオレメディエーション（生物学的環境修復）などの事業に助言することができます。



次世代エコカー

自治体、事業者、個人に対して、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車、ソーラーカー、クリーディーゼル車、バイオ燃料自動車など様々なエコカーを導入する際の、助言を行うことができます。
また、導入を推進するセミナー、イベントの企画・運営や、講師として活動することができます。

9 公害・化学物質対策

事業者

労働安全衛生法の改正に伴い化学物質リスクアセスメントが義務付けられた事業者に対して、リスクアセスメントの方法、危険性・有害性の調査方法、GHS ラベルや SDS の読み方、リスク軽減対策などについて指導・助言することができます。
また、事業者の担当者に PRTR 法対策、毒物劇物対策、化審法関係、化学物質排出把握管理促進法関係、ダイオキシン関係、内分泌かく乱化学物質対策などに対する指導・助言を行うことができます。



家庭

住宅建材などの居住環境に内在するアレルギー源やシックハウスなどの調査や説明、有害物質を含有する家庭用品をはじめ、生活一般における各種洗剤、スプレーなどの化学物質からのリスク低減方法について助言出来ます。

リスクの周知や調査については、集合的な研修会開催や直接家庭へ出向いた調査なども可能です。



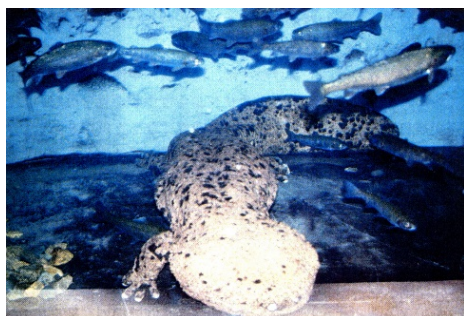
また、改正建築基準法に基づくシックハウス対策について、シックハウス対策に係る法令や規制の概要、技術的基準、建築材料の審査方法や性能評価、室内空気中の化学物質濃度に関する実態調査などを説明、実施することが出来ます。

一般

公害は「持続可能な社会」の持続性を損なう大きな要因です。世界や日本の公害とその克服の歴史、また、現在世界で起こっている公害現象についての知識を講演会、研修会などでお知らせすることができます。

10 生物多様性

公共工事など



公共工事などにおいて仕様書で「工事実施予定箇所において、貴重種の生息あるいは地域の生態系保全上又は景観上配慮すべき区域があるか否かを確認すること」など要求されている場合、工事請負事業者に専門家がいなくてもあります。このような時に、地域の環境専門家として調査や助言を行うことができます。

また、工事区域の特定外来生物の事前調査や防除計画策定、特定外来生物防除従事者等への防除の指導などを行うことができます。

動植物調査



生態系の動植物の生育・生息調査や、そこに存在する動植物の同定を行うことができます。必要に応じて、その生態系の保全計画の立案、指導、助言を行うことができます。

樹勢診断など

貴重な樹木や樹林地の健康状態を調査・診断して、その保全策を提言し、保全工事の指導、助言をすることができます。

自然体験を通じた生物多様性及び生態系の理解
見学や観察、実体験を通じて生物多様性及び生態系の理解が深まるよう、体験やイベントの企画・運営、講師として参加をすることができます。



例えば、野鳥観察会、川の水質調査体験、ネイチャーゲーム、地域四季の自然巡り（主に植

物）、校庭での生き物マップづくり、ビオトープづくり、緑のカーテン、草笛教室、トンボの池、畑づくり教室など、多様な体験を提供することができます。

工場敷地などの生物多様性整備計画

工場などの相当規模の緑地の区域は、生態系として成立する十分な可能性があります。CSRの面からも、その可能性を地域の大きな生態系の中に組み込んでいくことが企業に求められています。

環境カウンセラーは地域の環境専門家として、調査、活用提言、利用計画、整備計画、工事の指導助言などを行うことができます。

11 ESD（持続可能な開発のための教育）・環境教育

原論・概論

広義の環境教育は「環境と持続可能な開発」のための人材育成ツールと考えられますが、ESD・環境教育の指導者は、それを単なるツールとして丸暗記するのではなく、国連人間環境会議以来の環境教育についての概念や内容展の歴史などを知った上で、環境教育を実施する必要があります。



環境カウンセラーは、アジェンダ21、74年国際教育勧告、テサロニキ宣言、GAP、持続可能な開発のための2030アジェンダ、SDGsなどを含めたESD・環境教育についての国際的、歴史的展開について、原論や概論をわかりやすくまとめた資料を提供することができます。

学校でのESD・環境教育

現在の学校教育においては、私たちが従来から「ESD」として目指してきたような、教科横断的で問題解決型、参加型で、よりアクティブな学習形態が求められています。このことは学校教師がESDを実施しやすい環境ができてきたと

も言うことができます。反面、学校教師は、環境教育を外部出前講師に依存するだけでなく、自らもESD的な学習指導方法を習熟する必要があります。



あります。

環境カウンセラーは、シラバス、コマシラバス、学習指導案など学校教師の皆さんと共通のツールを使って、地域の環境、社会、経済の相互関係を意識した持続可能な社会構築を目指したESD・環境教育プログラムの作成、実施を支援することができます。

地域でのESD・環境教育

地域の市民、企業、団体などを対象にしたESD・環境教育は自然教育、ライフスタイル改善3R、エネルギー、環境担当者力量向上など無数のテーマがあります。

一つ一つのテーマによる学習も必要ですが、地域内でそれらのテーマ相互の関連性が理解されることが、環境問題解決の入り口にもなりま



す。環境カウンセラーは様々なテーマの ESD・環境教育の実施を通じて地域の学習者をつなげるとともに、地域の博物館、資料館、図書館、公民館などとの連携のもとに、より学習成果、問題解決能力の向上する方向で ESD・環境教育を実施していくことができます。

12 資源・廃棄物・3R

生産と消費における持続可能なライフスタイル SDGs の目標 12 に「持続可能な生産消費形態を確保する」があり、「資源・廃棄物・3R」については、この目標からバックキャストして、現在の課題を突き止めていくことが重要です。私たちは「持続可能な生産消費形態」を考える啓発講座の企画・運営や、講師として活動できます。

環境美化活動

道路、海岸、河川、住宅地、森林、イベント会場などの地域環境美化活動の企画・運営や活動の指導、助言を捨てることができます。回収したゴミなどの処理方法について共同学習なども行います。



3 地方自治体との連携事例

A 住宅用太陽光発電システム設置普及活動

実施主体：そでがうら地球温暖化対策地域協議会（地元環境カウンセラーが主体）

活動地域：千葉県

連携自治体：袖ヶ浦市

本事業のような場合、補助対象世帯の情報は個人情報扱うものであり、行政しか取り扱いが出来ないこと、一方で太陽光発電システムの専門的知識を擁する市民団体は、個人情報を入手できないため、補助金により設置された太陽光発電設備の発電状況等に関するデータの把握・分析について、全国的に実施されていないのが実情です。しかし、行政と協働で行うことで、市民団体でもデータの把握・分析が円滑に行えるようになり、システムの普及促進につながることとなりました。

【連携内容】

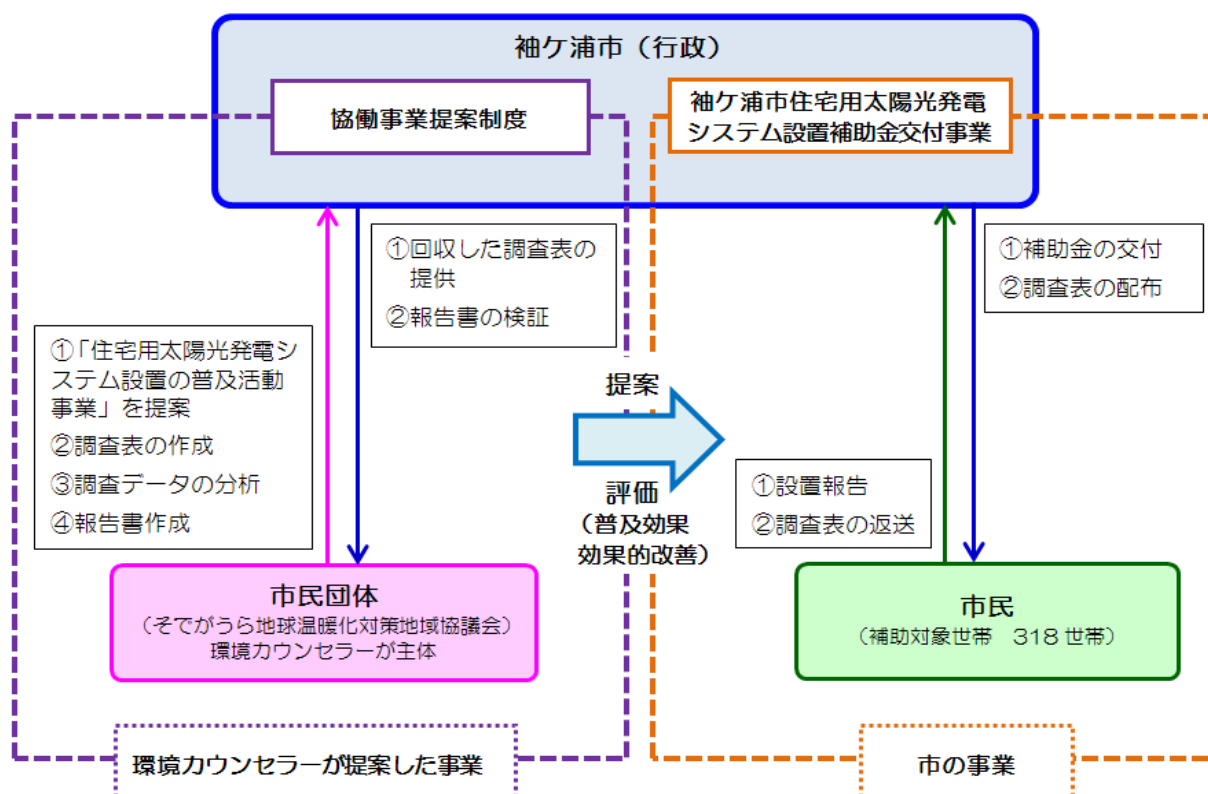
補助金を交付した 318 世帯を対象に、

袖ヶ浦市：

補助金交付世帯への発電実績調査票の配布、調査表の回収、調査・分析結果の公表、補助金交付要綱の改善、システム普及促進を行いました。

環境カウンセラーが主体の市民団体：

発電実績調査表の作成、調査における行政への協力、調査データの集計・分析、調査・分析結果の公表、普及促進と維持管理指導を行いました。



B おうみ節電アクションプロジェクト

実施主体：NPO 法人滋賀環境カウンセラー協会

活動地域：滋賀県

連携自治体：滋賀県（温暖化対策課）、草津市（環境課）、守山市（環境政策課）、近江八幡市（環境課）

【連携内容】

コンソーシアムの事務局である滋賀県地球温暖化防止活動推進センターを中心に活動しました。コンソーシアム構成員のそれぞれの役割は以下のようになっています。

○NPO 法人滋賀環境カウンセラー協会

研修会、セミナー資料の作成、節電ガイドブックの作成、資料の印刷。

○滋賀県

県政プラスワン（びわ湖放送）でのプロジェクト広報、職員へのプロジェクト参加の呼び掛け、県有施設でのクールシェア実施。

○近江八幡市

自治会へのプロジェクト参加の呼び掛け。

○草津市

職員へのプロジェクト参加の呼び掛け、市でのイベントでのクールシェア実施。

○守山市

広報誌でのプロジェクト広報、職員へのプロジェクト参加の呼び掛け、イベントでのクールシェア実施。

○滋賀県地球温暖化防止活動推進センター

節電ガイドブックの作成、参加申し込みの窓口。

○滋賀県立大学（グリーンコンシューマーサークル）

学内での節電セミナー実施、学生・教職員へのプロジェクト参加の呼び掛け、クールシェア企画・実施。

○立命館大学（ecoKA）

学内での節電セミナー実施、学生へのプロジェクト参加の呼び掛け。

C 資源の地産地消で地域を再生プロジェクト

実施主体：NPO 法人岡山環境カウンセラー協会

活動地域：岡山県

連携自治体：津山市

【連携内容】

環境カウンセラーが中心となり、以下の役割分担で活動しました。

○環境カウンセラー

環境省の補助金を活用するなど、資金確保を行いました。

○自治体（津山市）

市、関係部署の職員は、河川での草刈作業に参加したほか、バイオマスの利活用に関するセミナーを企画、実施（環境カウンセラーが共催）しました

3 環境カウンセラーに依頼する



環境カウンセラー 活用ヒント

気軽にコンタクト！環境カウンセラーに依頼してみましょう。

環境のことについて気軽に相談できる窓口、それが環境カウンセラーです。しかし、どんな環境カウンセラーがいるのか、また、自分たちのニーズにあった方に出会えるのか、どこまでお願いして良いのか、という悩まれている方も多いと思います。ここでは、依頼するうえでのポイントについてご紹介します。

I

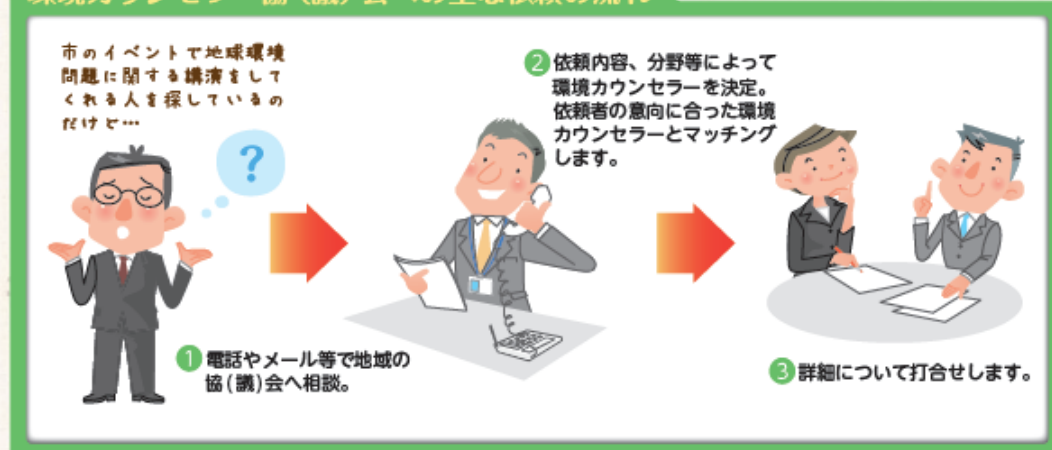
地域の環境カウンセラー協（議）会へ照会

環境保全に関する豊富な知識や経験を持つ多くの環境カウンセラーが所属している地域の環境カウンセラー協（議）会は、皆さんが困っているときに、手助けをしてくれる窓口です。

皆さんのニーズにあった環境カウンセラーをもっとも確実に、そしてスムーズに探す方法です。

環境カウンセラー協（議）会一覧 (https://edu.env.go.jp/counsel/03_all.html) からお近くの協（議）会に問合せできます。

環境カウンセラー協（議）会への主な依頼の流れ



依頼する時のポイント！

★いつ・どこで・どんな（専門分野の）人達に・どんなことをして欲しいか*が明確であると、その後の打合せがスムーズです。

※目的、対象者、日程、参加人数、主催者、会場、謝金の有無など具体的に伝えてください。

★協（議）会によっては、ウェブ上で専門分野や活動実績、提供プログラム等のリストを公表している場合もありますので参考にしてください。

★準備などがあるため、時間に余裕をもってご相談ください。

地域の環境カウンセラー団体や環境カウンセラー全国連合会にお問い合わせいただくのがベストです。8～10ページに詳しい連絡先があります。

その前にざっとどんな環境カウンセラーがいるのかを見てみたい時は、環境省のホームページで簡単に検索することもできます。

Ⅱ もっと気軽に！環境カウンセラー検索

まずは自分の地域にどんな環境カウンセラーがいるのか、環境カウンセラーのウェブサイトを利用して調べてみましょう。

地域や活動内容、専門分野、キーワードなどから検索することができます。

環境カウンセラー検索

検索に際するよりよい検索結果を得るため、環境カウンセラーのウェブサイトや地域情報に基づき、環境カウンセラーは必ずしも登録している場合があります。ぜひご確認ください。

地域から探す

都道府県を指定

活動内容や専門分野で探す

検索条件を指定

【環境カウンセラーウェブサイト】
<https://edu.env.go.jp/counsel/>

検索のポイント！

★気になる環境カウンセラーがいたら「環境カウンセラー登録者 詳細ページ」の下にあるボタン（右参照）から気軽にコンタクトしてみましょう。



このカウンセラーに
問い合わせ

※お問い合わせ内容は、環境カウンセラー全国事務局から地域の環境カウンセラーへ連絡します。2～3日経っても環境カウンセラーからご連絡がない場合は、全国事務局までお問い合わせください。

Ⅲ 環境カウンセラーが決まったら ～依頼費用について～

交通費（実費）や材料費（実費）、謝金等の費用負担など、活動に関する条件は、活動の種類・内容により異なりますので、あらかじめ環境カウンセラーとご相談ください。

Ⅳ 依頼 Q&A

Q1 研修や講座などの企画から相談することは可能ですか？

A1 可能です。その場合は、どんな内容にしたいかを皆さんと一緒に考えることから始めます。

Q2 無料で出前講座をやってもらえますか？

A2 内容によっては可能な場合もありますが、環境カウンセラーの活動を継続的に進めていくためにも、一定のご配慮をお願いします。

Q3 どのくらいの費用がかかりますか？

A3 依頼内容によって異なります。予算に合わせた支援も可能ですので、前広にご相談ください。



環境カウンセラー



環境カウンセラー



環境保全活動

企業や市民団体への環境保全の取組みについて
助言や支援を行うことができます。

- 【依頼例】
- 環境マネジメントシステム構築や監査、環境アセスメントの実施
 - 省エネ診断（事業者向け）実施支援
 - 騒音・振動対策、廃棄物処理、汚水処理、土壌汚染等について助言
 - 再生可能エネルギー（太陽光発電、バイオガス発電など）の導入についての助言 など



環境教育、普及啓発等の実施

地域や社内等における環境保全への普及啓発活動を
支援することができます。

- 【依頼例】
- 環境セミナーの講師
 - 環境学習の企画、実施
 - 環境イベントの企画、運営
 - エコドライブの普及啓発
 - グリーンカーテン導入啓発 など



各種委員会等への参画

環境カウンセラーにはあらゆる分野の専門家が
いるため、環境審議会や各種委員会の委員や
アドバイザーとして知見の提供を行うことができます。

各種調査の実施

各種アンケートの実施、温室効果ガス排出量調査、
エネルギー消費調査など様々な分野の調査を実施
することができます。



環境カウンセラー



環境カウンセラー

